

1 処分を受けた税理士

氏 名： 櫻井 芙二雄

登録番号： 第34479号

2 処分の内容

令和6年1月10日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為）

被処分者は、関与先であったA社と自身との間に未払いの税理士報酬が存在しないにもかかわらず、税理士報酬の請求書を作成し、A社の代表者に無断で、税理士報酬の計上漏れがあったとするA社の更正の請求書を作成し、税理士報酬に係る請求書を添付して税務署に提出した。